

# 財政状況等一覧表（平成20年度決算）

(単位:百万円)

団体名 安芸太田町

標準的収入割等 A	普通交付税割 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準的財政規模 A+B+C
1,284	3,470	223	4,977

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	7,477	7,371	106	96	71	11,207	
住宅改修資金貸付事業会計	1	1				3	
...							
...							
一般会計等	7,478	7,372	106	96		11,210	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうちの一般会計等繰入金見込額	備考
病院事業会計	2,089	2,456	△ 367	1,162	322	907	664	
簡易水道事業特別会計	196	195	1	1	90	1,748	935	
農業集落排水事業特別会計	135	134	1	1	104	1,085	936	
特定環境保全公共下水道事業特別会計	829	829	0	0	195	2,994	2,303	
国民健康保険事業特別会計	1,218	1,196	22	22	66			
老人保健事業特別会計	194	187	7	7	13			
後期高齢者医療事業特別会計	133	131	2	2	54			
介護保険事業特別会計	1,246	1,230	16	16	168			
介護サービス事業特別会計	15	15			7			
公営企業会計等 計				1,211		6,734	4,838	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入金見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうちの一般会計等繰入金見込額	備考
広島県市町総合事務組合	8,372	8,372	—	—	179	—	—	
山県郡西部衛生組合	487	476	11	11	291	345	264	
山県郡町村税滞納整理組合	33	29	4	4	—	—	—	
広島県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	1,154	1,014	140	140	—	—	—	
広島県後期高齢者医療広域連合(特別会計)	272,816	270,936	1,879	1,879	1,015	—	—	
一部事務組合等 計						345	264	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務負担 に係る債務残高	当該団体からの 将来償還に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
株式会社簡買総合サービス	0	35	28	—	—	—	—	—	
...									
地方公社・第三セクター等 計			28	0	0	0	0	0	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	352	445	93
減債基金	191	192	1
その他充当可能基金	460	466	6
充当可能基金 計	1,003	1,103	100

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 決算 A	平成20年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	1.91	1.92	0.01	△ 15.00	△ 20.00	病院事業会計	-	-	
連結実質赤字比率	30.17	26.29	△ 3.88	△ 20.00	△ 40.00	簡易水道事業特別会計	-	-	
実質公債費比率	20.1	19.3	△ 0.80	25.0	35.0	農業集落排水事業特別会計	-	-	
将来負担比率	186.6	172.9	△ 13.70	350.0		特定環境保全公共下水道事業特別会計	-	-	
財政力指数	0.26	0.26	-						
経常収支比率	98.3	97.4	△ 0.9						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。  
 2. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。